

市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務委託

2. 業務の目的

市立豊中病院では、「市立豊中病院運営計画及び市立豊中病院運営計画実施計画（計画期間：2018年度～2022年度）」に掲げる重要施策に取り組み、病院機能の向上、持続可能な病院運営を推進しています。

しかし、一方で、医療や介護の需要が高まる2025年度以降の医療提供体制構築は、喫緊の課題であることから、人口減少社会における社会保障制度の見直しや医療政策の動向等を踏まえ、10年先を見据えた今後求められる医療と、それにふさわしい医療施設や設備等の在り方、医療圏における当院の役割などについて、あらためて新プランの中で指標を設定し、検討していく必要があります。

そこで、本業務は、専門的な知識と実績を有し、効率的かつ効果的に計画策定業務を支援できる事業者により、更なる医療機能の向上を図りながら安定的な経営を行うための市立豊中病院運営計画新プラン等策定支援業務を委託するものです。

3. 委託期間

契約締結の日から令和3年(2021年)3月31日まで

4. 業務内容

(1) 調査・分析等の実施

医療分析等の計画策定に必要な現状調査の実施による現状把握や課題の整理、最新情報の収集、整理、提供。

(2) 市立豊中病院運営計画新プラン(計画期間：5カ年)及び実施計画(3カ年)策定

- ・ 当院に求められる診療機能や規模(外来診療、病床等)
- ・ 効果的な専門職の確保や職員のモチベーションを高める人材育成のあり方
- ・ 医師の働き方改革を進めるワークシェアリングに伴う具体的サービスのあり方
- ・ 既存施設を有効活用する施設設備の改修に関する方向性や考え方(療養環境の向上につながる施設内配置の再検討)
- ・ 経営の健全化に向けたしくみのあり方、事業収支シミュレーションによる財政計画
- ・ 計画の進捗を管理する効果的な評価指標の設定
- ・ 策定に必要な部門等ヒアリング、取りまとめ、院内調整

(3) 病院運営審議会等の運営に関する支援

- ・ 当院事務局が開催する会議等への出席、運営の補助(資料の提供、説明、議事録作成)

- ・ 会議等の意見集約・調整及び計画策定への反映
- ・ 当院及び市関係機関との会議への出席、事務局支援
- ・ 事務局との打ち合わせ・協議

(4) その他

上記の事項以外に、業務目的を達成するために効果的な取組みであると認められるもの。

5. 業務の実施条件等

- (1) 受託者は業務の遂行に当たって、当院担当者と十分な連絡をとり、処理方針については、当院担当者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 受託者は、当院担当者から助言・報告（業務の進捗状況、疑義回答等）を求められた場合は、速やかに対応・報告をしなければならない。
- (3) 受託者と委託者は、業務を適正かつ円滑に実施するために、随時、協議を行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者が、その都度記録のうえ、議事録として提出すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守し、豊中市の保健・医療・福祉全般について、十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (5) 業務の遂行には、医療行政、病院施設設備や運営全般について、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は知識と技術を有するスタッフを配置又は連携し、本業務期間中、良質かつ安定的な支援を継続的に提供しなければならない。
- (6) 受託者は、契約内容の全てを第三者に再委託することはできない。受託者が、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に当院の承認を得るものとする。
- (7) 当院は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (8) 本業務の遂行によって生じる権利は、当院に帰属するものとする。
- (9) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

6. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとし、当院の求めに応じて、紙媒体及び電子データで適宜提出すること。

- (1) 市立豊中病院運営計画新プラン及び実施計画、概要版 100部
- (2) 審議会等の議事録及び打ち合わせ記録
- (3) 医療分析等の調査結果、各種調査データを収録した記録媒体(CD-ROM等)

7. 工程表等の提出

- (1) 受託者は、契約締結交渉の際に次の書類を提出し、当院の承諾を受けるものとする。

- ① 工程表
 - ② 担当スタッフ一覧表
 - ③ その他、当院が必要に応じて指定する書類
- (2) 受託者は、上記(1)に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに当院に文書で報告し、承諾を受けなければならない。ただし、②については、プロポーザル時における体制を下回ることはできない。

8. 検査

- (1) 本仕様書に指定された成果品一式を業務完了届とともに納品し、当院の検査の合格をもって業務の完了とする。
- (2) 成果品に瑕疵のあることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。業務が完了し、引き渡し後であっても同様とする。
- (3) 訂正等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

9. 業務委託料の支払い

業務委託料は、当院の検査合格の後、請求に基づき請求日から30日以内に支払うものとする。

10. その他

- (1) 「第4次豊中市総合計画(2017年12月)」、「第4次豊中市総合計画前期基本計画 実施計画(2019年度版)」、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針(2017年3月)」の内容に留意すること。
- (2) 本業務について必要な資料については、当院担当者と調整した上で収集するものとし、受託者は、収集した資料を毀損又は滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。
- (3) 成果品については、その前部又は一部を広く市民に公表することを想定し、平易な表現に努め、図表化する際にも視覚的にわかりやすいものとする。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、委託者と受託者双方の協議により決定するものとする。